

AI 事業者ガイドライン等の行動規範の履行確保及び AI 利用の促進の検討について（案）

本年末を目途に AI 事業者ガイドライン（案）及び広島 AI プロセスの成果である国際的な指針及び開発者向けの行動規範が策定されることを踏まえ、我が国における AI 関連事業者が守るべき行動規範の履行確保（行動規範の遵守に資するインセンティブ確保を含む。以下同じ。）及び AI 利用の促進について、以下の通り検討を進めていくことが必要。

<検討の対象（例）>

○開発者等の行動規範の履行確保措置

- ・ 開発者にリスク低減措置等の履行や透明性向上に向けた情報の開示を促すための枠組み（自己宣言や第三者認証・基準認証、外部監査等）
- ・ 安全性・脆弱性に関する政府等との情報交換・情報開示の枠組み
- ・ 特に大規模 AI システムについては、将来的に社会基盤（又はプラットフォーム）として広く用いられる可能性も踏まえた情報開示等の枠組み

○提供者等の行動規範の履行確保措置

- ・ リスクの高い分野（政府、金融、エネルギー、運輸、交通、電気通信、放送、医療等）における事前の履行確保措置（業法や業界別自主ルールの現状の把握と追加的ルールの必要性）
※信頼できる AI の利用の促進の観点から、提供者等が AI を実装する際に順守しなければならないルールに加え、法令・規制等が AI 導入の障壁や効果の発揮の妨げになっている場合についても調査。
- ・ リスクの低い分野におけるガバナンスポリシー等の情報開示の枠組み（上場会社の企業情報開示等）
- ・ 人権侵害・法令違反に対する民事法・刑事法の直接適用に加え、不適切な利用が多く見られる脆弱性のある AI に関する改善措置
- ・ 政府調達の実用（信頼できる AI を政府が率先して調達）

等

<検討の進め方>

まずは内閣府（科技）において委託調査を行い、履行確保及び AI 利用の促進について、外国法制度を含めて年度末までに基礎的な調査を行う。調査の進捗を踏まえ、AI 戦略チームや AI 戦略会議において具体的な検討を進める。